

平成 27 年度  
地域商業人材育成事業  
募集要領

○本予算は、商店街など地域商業に携わる方々の人材育成に係る取組を支援します。

○募集期間

平成 27 年 4 月 1 日（水）～平成 27 年 4 月 30 日（木）

（島根県中小企業団体中央会に 17 時必着）

○ご提出・お問い合わせ先

島根県中小企業団体中央会 組織振興課

0852-21-4809

平成 27 年 4 月  
島根県中小企業団体中央会

## 目次

	頁
I 事業目的	1
II 事業スキーム	1
III 事業内容、応募書類、事業の選定	
1. 事業内容	2
(1) 対象者	
(2) 対象事業	
(3) 対象経費	
(4) 上限額	
(5) 採択件数	
2. 応募書類	2
3. 事業の選定	3
IV 本事業の応募手続き等	
1. 募集期間	3
2. 応募書類に関する注意事項	3
3. 応募時の留意事項	3
4. 通知・公表	3
5. 説明会	3
6. その他	3
7. 対象経費支出基準	5
8. 提出先、お問い合わせ先	6

## I 事業目的

人口減少及び高齢化の進展による購買力の低下、大手チェーンストアやコンビニエンスストア等の競合店の出店等の外的要因に加え、経営者の高齢化及び後継者不足等の内的要因により、県内商店街など地域商業の衰退が顕著となっております。

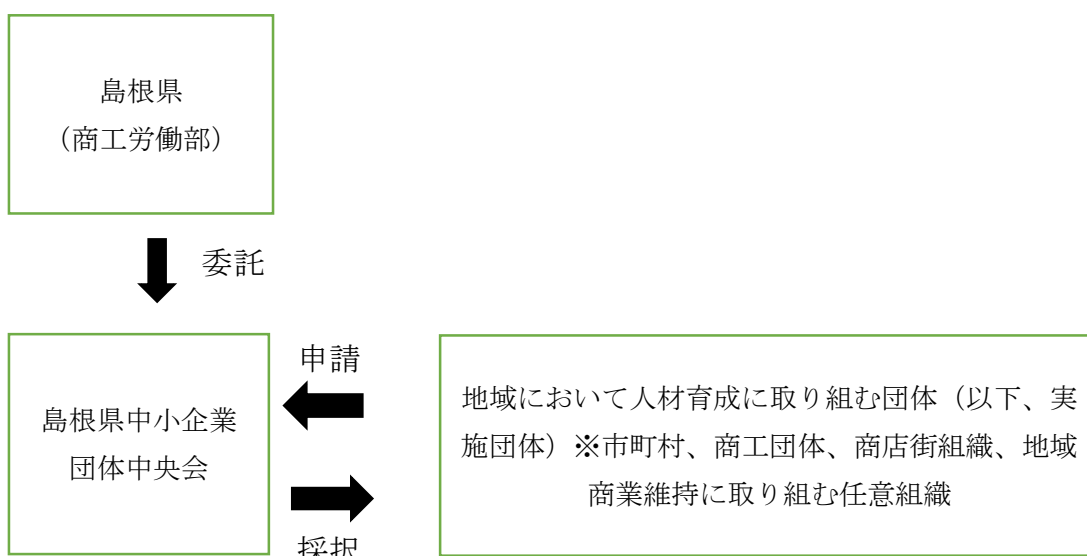
商店街など買い物場は、地域住民の重要なインフラであると共に、雇用の場であり、地域の祭礼・イベントや防犯・防災等の自治活動主体となる等、地域コミュニティ機能を担う場でもあります。

地域の商業を担うのは、経営者と従業員をはじめとしたそこに関わる「人」＝「人材」です。

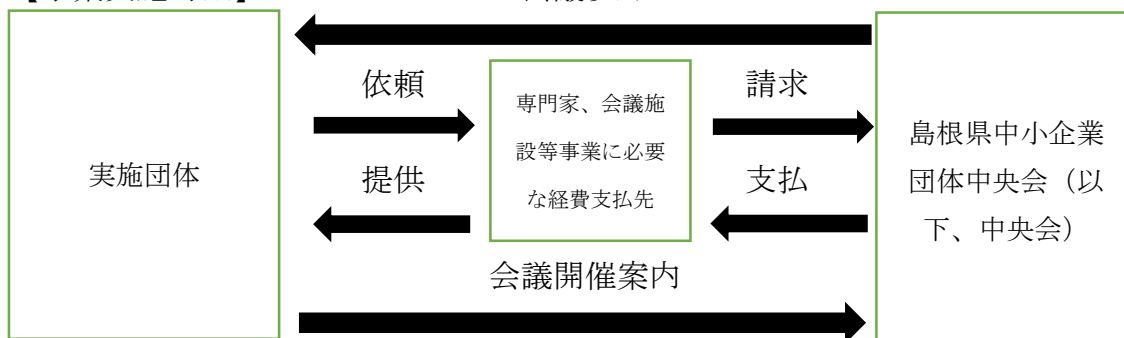
本事業は、一人でも多くのやる気ある人材を育て、地域商業の持続的発展に繋げていく事を目的としております。

## II 事業スキーム

### 【募集時】



### 【事業実施時※】



※事業運営は、実施団体が実施しますが、経費支出等の事務処理は中央会が行い

ます。(Ⅳ 本事業の応募手続き等 6. その他(3) 参照)

### Ⅲ 事業内容、応募書類、事業の選定

#### 1. 事業内容

##### (1) 対象者

市町村、商工会、商工会議所、中小企業等協同組合、商店街振興組合、NPO法人、一般社団法人、任意団体※

※任意団体は、代表者が決まっており、定款・規約等があり、事務局体制が確立している事が必要です。

##### (2) 対象事業

地域における人材育成に係る事業で、以下のいずれかの取組を対象事業とします。ただし、①の取組は必須とします。

なお、研究会へは、中央会職員が、原則、必ず参加するものとします。

①実施団体によるワークショップ等研究会の実施。(必須:5回以上開催)

②専門家を招聘した、勉強会の実施。(任意)

③県内外先進事例の視察。(任意)

④商店街運営及び個店の経営力強化に資する事業。(任意)

⑤地域商業の維持に資する事業。(任意)

##### (3) 対象経費

以下の経費の内、事業を実施するために必要な経費であって、適正かつ効率的に計上されているものが対象となります。なお、計上された経費の妥当性を確認するため、必要に応じて見積書等の提出を求められます。

ただし、経費支出等の事務処理は、中央会が行います。

謝金、旅費、会議費、会場借料、通信運搬費、バス借上料、借料・損料、資料費、消耗品費、印刷費、再委託費※

※ 実施団体が、経費支出等の事務処理一切について、責任を持って行う場合(中央会と、実施団体との再委託契約が必要となります。)

##### (4) 中央会負担上限額

1 団体当たり 30 万円(30 万円を超える部分は、自己負担となります。)

##### (5) 採択件数

5 件程度

#### 2. 応募書類

##### (1) 提出書類チェックシート

##### (2) 事業申請書

##### (3) 事業計画書 別紙1

##### (4) 経費配分書 別紙2

(5) 事業スケジュール 別紙3

(6) 実施団体の概要資料（商店街振興組合、事業協同組合、一般社団法人、NPO 法人及び任意団体が対象。定款・規約、組織図※1、決算書及び収支予算書※2。）

※1：代表者、役員、構成員及び事務局体制を記載した書面

※2：本事業実施のため、新たに組織化する場合は、決算書は不要。

### 3. 事業の選定

提出された書類に基づいて、島根県と中央会による審査会での審査結果を踏まえて事業の選定を行います。

必要に応じて、提出された書類の内容等について、関係者に対しヒアリングを実施する場合があります。

## IV 本事業の応募手続き等

### 1. 募集期間

平成27年4月1日（水）～平成27年4月30日（木）17：00必着

### 2. 応募書類に関する注意事項

(1) 応募書類に不備のある場合は、受付できない場合がありますのでご注意ください。

(2) 応募書類の用紙の大きさはA4とします。

(3) 上記以外にも審査に当たり、書類等の提出を求める場合があります。また、原則、一度提出された書類の返却はできませんので、ご了承ください。

(4) 採択決定に係る審査は、提出された応募書類による書面審査及びヒアリング等によって行います。応募書類は、事業内容等について、可能な限り具体的に記載して下さい。特に事業の内容、事業計画や期待される成果等については、記載要領を参考に、適宜、具体的数字や図表等を用いて、分かりやすく説明して下さい。

### 3. 応募時の留意事項

実施事業は、平成28年2月末日までに終了するものに限りです。

### 4. 通知・公表

選定結果（採択又は不採択）について、後日中央会から、応募者へ文書にて通知します。

### 5. 説明会

採択者に対し、平成27年5月中に、説明会を実施（2時間程度）しますので、代表者の方の出席をお願いします。説明会出席旅費は、事業費として計上しても構いません。（2名以内）

### 6. その他

- (1) 実施団体は、採択通知を受けた後、事業経費の配分・額又は内容を変更しようとする場合、若しくは事業を中止しようとする場合は、事前に承認を受けなければなりません。
- (2) 実施団体は、平成28年3月末日までに、実績報告書（別紙4、5）を提出しなければなりません。
- (3) 事業費の支払いは、請求書の提出を受けて、中央会が都度、支払います。従いまして、請求書・領収書の宛先は自己負担分を除き、島根県中小企業団体中央会として下さい。
- (4) 再委託により事業を実施される場合は、事業終了後、実績報告書が提出されてからの支払となりますので、平成28年2月末日までに支払が完了するようなスケジュールで事業実施をお願いします。その際、見積り・請求・領収等の証憑がないものについて、又、対象外の経費についての支払はできませんので、ご了承下さい。
- (5) 中央会は、事業の完了により当該実施団体に相当の利益が生ずると認められる場合においては、その支出した事業費の全部又は一部に相当する金額を当該実施団体から徴収する旨の条件を付することがあります。
- (6) 実施団体について、反社会的勢力との関係が判明した場合、採択の取り消しを行うことがあります。
- (7) 採択された場合において、予算の都合等により、要望金額が増減する場合があります。

## 7. 対象経費支出基準

経費区分	内 容	
謝金 (別表1 研修 会等の講師謝 金基準により 支出)	講師謝金	研究会、勉強会等で招聘する講師に支払われる経費。
	専門家謝金	商店街運営及び個店の経営力強化の指導を受ける場合に専門家に支払われる経費。
旅費	講師・専門家 旅費	講師・専門家を招聘するための交通費及び宿泊費。 (注) 交通費：実費 宿泊費：1泊9,800円(中央会規程) 日当：なし
	実施団体構成 員旅費	実施団体が事業実施のために必要な公共交通機関の運賃及び宿泊費。 (注) 交通費：実費 宿泊費：1泊9,800円(中央会規程) 日当：なし ※市町村、商工会、商工会議所職員の旅費は対象外とします。
会議費	事業実施に必要な研究会、勉強会等の会議を開催する場合の飲食費(お茶代)。	
会場借料	事業実施に必要な研究会、勉強会等の会議を開催する場合の会場代として支払われる経費。(自己所有の場合は対象外)	
通信運搬費	事業実施に必要な郵便代、郵送料として支払われる経費。	
バス借上料	先進地視察実施に係るバス等の借上料。	
借料・損料	事業実施に必要な機器・器具等の賃借料及び使用料。 (注) 当該年度の事業に要する経費のみを対象とし、契約期間が当該年度(平成28年2月末日)を超える場合は、当該事業期間分に相当する経費とします。	
資料費	事業実施に必要な教材等の資料の購入	

	に要する経費。
消耗品費	事業実施に必要な消耗品の購入に要する経費。
印刷費	事業実施に必要な資料等を印刷・製本するために支払われる経費。
再委託費	中央会から再委託を受けて事業を実施する場合の費目。対象経費は上記の経費とします。

8. 提出先、お問い合わせ先

〈担当課〉

島根県中小企業団体中央会 組織振興課

〈所在地及び連絡先〉

〒690-0886

島根県松江市母衣町55番地4 島根商工会館4階

TEL：0852-21-4809

FAX：0852-26-5686